



(柏原市のみなさん)



(倉敷市支援調整会議の様子)

今回の改正生活困窮者自立支援法により、「支援会議」という新たな会議体を設置することが可能となりました。

これは、会議体の構成員に対して守秘義務を設け、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能にすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にする仕組みです。

これにより、本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、支援に当たって連携すべき庁内関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案や、同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者で把握・共有されていない事案、より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報を共有しておく必要があると考えられる事案などを取り扱うことができます。

関係機関との狭間で適切な支援が行われなかったといった事例の発生を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人

を早期に把握し、確実に相談支援につなげる重要な一手法となることが期待されていることから、多くの自治体でこの会議が設置されることを望みます。

会議の設置や運営方法に関する事項は、既にガイドラインと質疑応答集を発出しているので、そちらも参考にしてください。

今号では、既に支援会議を実施している自治体の中から事例を取り上げて、みなさんにご紹介するとともに、31年4月施行される事業の概要について説明するとともに、引き続き3事業一体的実施の取組をご紹介します。

本号の内容

- 1 巻頭言
- 2 31年4月施行される事業の概要について
- 3 自治体短信 大阪府柏原市
(支援会議)
- 4 自治体短信 静岡県熱海市
(3事業一体的実施)
- 5 自治体短信 岡山県倉敷市
(3事業一体的実施)
- 6 本号で紹介した資料等について

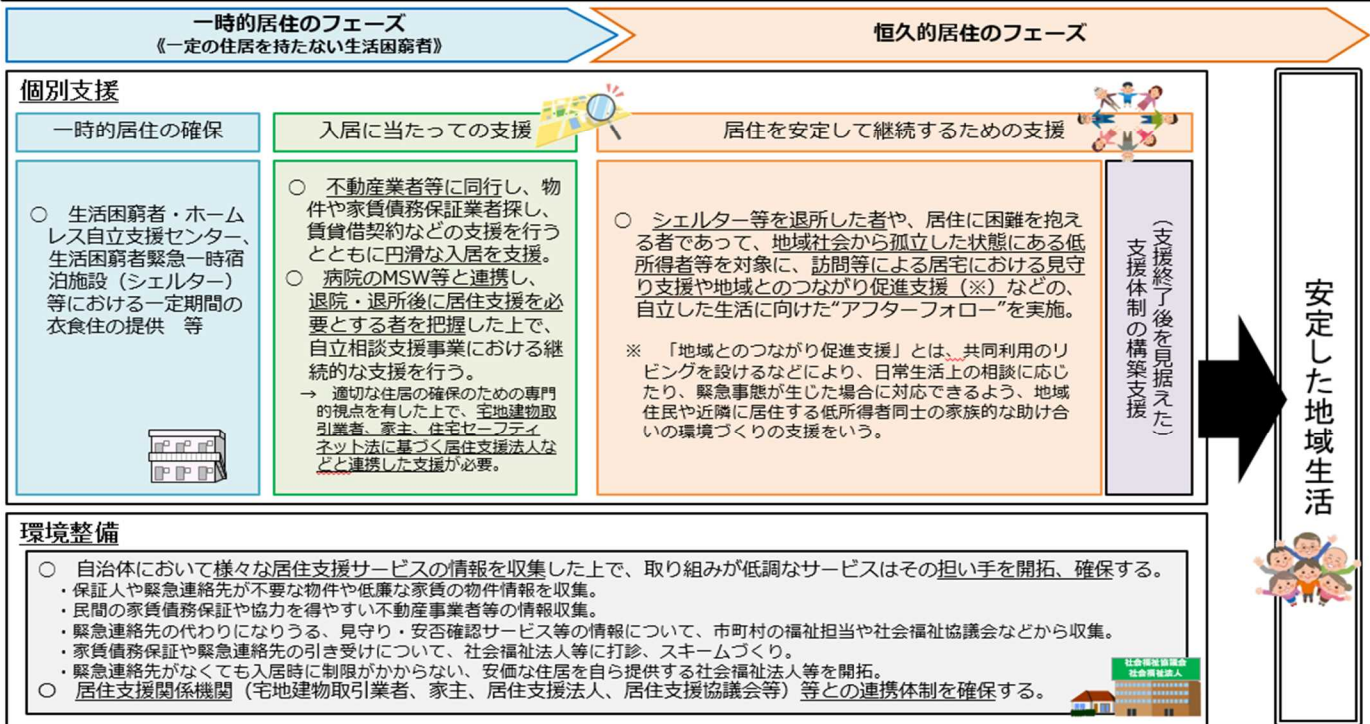


生活困窮者自立支援法の改正について

これまで、一時生活支援事業（生活困窮者・ホームレス自立支援センター等）においては、住居のないもしくは住居を失うおそれのある生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対し、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供と、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資を貸与又は提供する支援を実施してきたところですが、今回の改正により、自立支援センター等の退所者、NPO、ボランティア団体等の民間団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士及び地域住民等からの情報提供により把握した、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者（以下「地域社会から孤立した状態にある者」という。）や、終夜営業の飲食店や知人宅など、屋根のある場所と路上を行き来する不安定な居住状態にある者（以下「不安定居住者」という。）に対し日常生活を営むのに必要な支援を実施する「地域居住支援事業」を創設することとしています。

居住支援の強化について（一時生活支援事業の拡充）

- 現行の一時生活支援事業（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）【補助率2/3】を拡充し、**シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等**に対して**一定期間（1年間（予定））**、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより居住支援を強化。



一方で、平成29年10月に改正された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づき、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者等）に対し、民間の空き家・空き室を活用した入居を拒まない賃貸住宅の供給促進といったハード面を中心とする支援が進められていますが、今回創設する「地域居住支援事業」においては、ソフト面の支援として、このようなハード面での対応とも連携を図りながら、必要とされる方々の状況に応じた適切な支援を推進していくことにより、地域における地域社会から孤立した状態にある者や不安定居住者の継続的・安定的な居住の確保が図られるものと考えています。

地域居住支援事業の概要は以下のとおりですので、事業未実施自治体においては、事業の趣旨や目的などを勘案の上、積極的な実施についてご検討頂ければ幸いです。

地域居住支援事業の概要について

①実施主体

福祉事務所設置自治体であって、一時生活支援事業（生活困窮者・ホームレス自立支援センター等）を実施

している自治体において実施可能である。

なお、実施に当たっては、事業の継続性確保の観点から、一時生活支援事業（生活困窮者・ホームレス自立支援センター等）の実施主体と同じ法人による実施が有効であると考えるが、各自治体等の状況に応じて、他の法人へ委託することとしても差し支えない。

②実施体制

日常生活を営むために必要な支援を実施する者として、自立支援センター等の退所者、地域社会から孤立した状態にある者及び不安定居住者（以下、「自立支援センター退所者等」という。）が必要とする物件、地域における居住支援・生活支援に係るサービスの内容等の専門的知識を有した支援員を配置する（常勤・専従である必要はない）。

③対象者の要件等

自立支援センター退所者等のうち、福祉事務所設置自治体が必要と認める者（自立相談支援事業の相談支援員によるアセスメントや、関係機関との支援調整会議において判断する。）

④一時生活支援事業の利用期間

1年を超えない期間

⑤支援の内容

i 入居に当たっての支援

自立支援センター退所者等が必要とする物件や、地域における居住支援・生活支援に係るサービスの内容等を予め把握した上で、不動産業者等と同行し、物件や家賃債務保証業者の斡旋を依頼し、家主等との入居契約等の手続きに係る支援を行うことにより、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅等への円滑な入居を後押しする。

ii 居住を安定して継続するための支援

自立支援センター退所者等に対し、支援員の個別訪問による見守りや生活支援を行うとともに、具体的な相談内容に応じて、福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

iii 互助の関係づくり

自立支援センター退所者等を対象とした、サロンやリビング等といった支援を必要とする者同士が集まることができる地域社会との交流の場を創設し、日常生活を営むのに必要な情報提供を行いつつ、支援を必要とする者同士が相互に支え合う関係や、地域住民とのつながりの構築支援を行う。

iv 地域づくり関連業務（地域への働きかけ）

ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者及び生活困窮者（以下「生活困窮者等」という。）の個々の問題等を把握し、生活困窮者等に対する相談支援を効果的に行えるようにするためには、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会等を活用し、生活困窮者等への支援に関する協議、調整等を行うなど、生活困窮者が、地域の中で支え合いながら生活することができる「場」をつくり、その中で本人が持つ様々な可能性を十分に発揮できるよう地域への働きかけを行っていく必要がある。

このためには、支援員による、一人ひとりのニーズに対応した解決案の提示が求められることから、その前提として、予め、地域で活用できる社会資源を把握した上で、関係機関といつでも相談できる関係を構築しておくことが必要であり、必要な社会資源が不足する場合には、自治体や関係機関と検討し、開発することが必要である。

こうした取組を促進するためには、地域において、中核となる関係者が集まる協議の場の設定等が有益であり、その際、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会をはじめとして、高齢者施策における地域7ヶ会議や障害者施策における地域自立支援協議会など、既存の協議会等の活用を検討するとともに、支援員や自治体職員だけでなく、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人、地域住民や当事者グループ、NPO等の多様な担い手が相談・支援活動に参加できるよう働きかけ、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりにつなげることが大切である。

生活困窮者自立支援法の改正について

改正法において、子どもの学習支援事業は、学習支援に加え、

- ・生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ・教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化を図ることとしています。

子どもの学習・生活支援事業について

事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- ▶ 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- ▶ 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>



今回の法改正により新たに明文化された生活習慣・育成環境の改善等に関する取組についての詳細は、今後「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について」(通知)を策定し、その中で、その取組の実施に当たって参考となる具体的かつ効果的な取組例としてお示しすることとしています。
(次ページに例を記載)

生活習慣・育成環境の改善に関する助言と学習支援

通知の策定に向けて、いくつかの自治体と意見交換や現場の視察をさせていただきましたが、生活習慣や育成環境が整っておらず、学習支援の前段階の状況である子どもも多数いるという現場の声もいただきました。既に現場レベルから取組をスタートしていらっしゃる自治体も多く存在するところですが、学習支援と組み合わせる生活習慣や育成環境の改善に関する助言等を併せて実施していただくことで、事業の効果がより発揮されるものになると思います。

また、今回のこうした取組は、子どもの生活習慣や社会性の習得と併せて養育支援を通じた世帯全体への支援が可能になることが期待されることから、事業実施自治体におかれては、新たに創設した生活習慣・育成環境の改善に係る加算措置の活用も図りつつ、その取組の積極的な実施をお願いいたします。事業未実施自治体においては、今回の改正による趣旨も含めた事業の事業趣旨や目的を勘案し、実施に向けた積極的な検討をお願いいたします。

地域における子どもの支援について

子どもの学習・生活支援事業は、「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に実施するものです。事業実施にあたっては、各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらして実施することが可能です。また、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業や文部科学省が実施している地域未来塾などの他制度における学習支援事業や、学校・教育委員会などの教育関係機関との連携も重要です。様々な地域資源を上手く活用しながら地域ぐるみで子どもを支える環境づくりについて、引き続き地域の実情

に応じながら取り組んでいただけたらと思います。

【生活習慣・育成環境の改善に係る事業内容の例】

(ア) 子どもに対する支援

・居場所での相談支援

学習・生活支援事業の実施スペース等を活用して、子どもが支援員等へ相談ができる、あるいは子ども同士での交流ができる場所を提供

・日常生活習慣の形成

居場所づくりの場や家庭訪問時における後片付け、整理整頓、手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方や身だしなみに関する助言等

・社会性の育成

居場所づくりの場や家庭訪問時において、日常生活における挨拶や言葉遣いに関する助言、時間や居場所におけるルールを守ること、学習教室等への欠席の事前連絡や他の子どもとの接し方に対する助言等

・体験活動等

居場所づくりの場における調理実習、キャンプでの集団生活や自炊体験、農業体験、スポーツレクリエーション、七夕会、クリスマス会等の年中行事体験や福祉施設への訪問、企業訪問や大学見学、地域行事やボランティア活動への参加等

・高校生世代への支援

学習支援を行っていた高校等進学者に対する居場所の提供の継続、その他の高校等進学者や高校等中退者、児童養護施設を退所した若者等に対する居場所づくりの場における個別相談の実施、大学等の見学、職場体験等

高校生世代を対象にした学習以外の社会保障制度や金銭管理など、自立した社会生活を行うための助言等

(イ) 保護者に対する支援

・子どもの養育に必要な知識の情報提供等

子どもへの教育の必要性、家庭における食生活や衛生環境の改善、生活費の使い方といった家事や子育てに関すること、子どもとの接し方等に関する助言、講座や相談会（電話相談や親同士が悩みを打ち明けるなど交流会を含む。）の開催等

・巡回支援等を通じた世帯全体への支援

家庭訪問や保護者面談等により、その世帯の子どもの学習状況の確認や保護者の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業の利用勧奨や各種支援策の情報提供や利用勧奨、利用方法の助言等

生活習慣・育成環境の改善について（子どもの学習・生活支援事業）

○生活困窮世帯の子どもは、親との関わりが少なく生活習慣の乱れや社会性の不足など生活面の課題を抱えていたり、保護者も子どもの生活面の課題を含め、子育てに関する悩みを抱えているなど、子どもの生活環境が整っていない場合も少なくない。
○また、学習支援を行うに当たっても、子どもが生活面の課題を抱えたままであることが、子どもが落ち着いて勉強することや、周囲との関係づくりも含めた円滑な社会生活を送ることを難しくする場合がある。
⇒ このため、改正法において、学習支援に加え子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

学習・生活支援事業イメージ



生活習慣・育成環境の改善の具体例

子どもに対する支援

○居場所での相談支援

学習・生活支援事業の実施スペース等を活用した相談支援・交流等。

○日常生活習慣の形成

後片付け、整理整頓の習慣づけ等

○社会性の育成

挨拶や言葉遣い、他の子どもとの接し方に対する助言等

○体験活動等

調理実習や年中行事体験、企業や学校見学、ボランティア活動への参加等

保護者に対する支援

○子どもの養育に必要な知識の情報提供等

子どもへの教育の必要性、家事や子育てに関する相談、子どもとの接し方に関する助言、相談会や講座の開催等。

○子どもを入口とした世帯全体への支援

家庭訪問や保護者面談等により、その世帯の子どもの学習状況の確認や親の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業の利用勧奨や、各種支援策の情報提供や利用支援を実施。

生活習慣・育成環境の改善に関する取組の実施に当たって参考となる効果的な取組例等について、今後、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について（通知）」として策定予定。



大阪府柏原市の「いま」～支援会議を中心にした庁内連携の形～

柏原市 健康福祉部 福祉総務課 地域福祉係長 畑中 麗香
柏原市社会福祉協議会 生活困窮者相談窓口「らいふあっぷ」
主任相談支援員 森田 晃

1. 柏原市の概要

柏原市は、大阪平野の南東部、大阪府と奈良県の府県境に位置しています。市域の3分の2を山が占め、大阪の都心からわずか20kmほどの距離にありながら、豊かな自然に囲まれたとても暮らしやすい市です。総面積は25.33平方キロメートルで、人口は約7万人です。ブドウ畑が多く、柏原地ワインが有名です。市内中央部を東西に一級河川の大和川が流れ、柏原市を起点として、江戸時代に大和川の付け替え工事が行われたことでも知られています。



(柏原市名物ぶどう狩り)

2. 生活困窮者自立支援事業の実施体制

柏原市では、モデル事業として平成25年10月より、自立相談支援事業(主任相談支援員、相談支援員)を柏原市社会福祉協議会に委託し、また、直営で就労準備支援事業を開始しました。平成27年度の法施行時には直営の就労支援員を1名配置して自立相談の体制を強化し、一時生活支援事業も開始しました。平成28年度からは、市内にある大学と協働して、子どもの学習支援事業にも取り組んでいます。

相談窓口を福祉総務課内に設置しているため、庁

内各課からの相談がつながりやすいだけでなく、生活保護と同じ課が実施しているため、生活保護の相談に来られた方で申請にいたらなかった方の支援がスムーズに行えるよう、可能な限り、生活保護の新規相談にも同席しています。

3. 支援調整会議の機能

法施行時より、柏原市では支援調整会議を3層として実施してきました。

1層(臨時)

自立相談では、「数日後に電気が止まってしまう」や「今晚の食べるものが無い」といった時間のない中で、即座に支援方針を決定しなければならないことも少なくありません。そのため、生活困窮者自立支援の担当係長がSVとして相談内容を把握し、相談員と行政職員が一緒になって、臨時で支援プラン(案)を立て支援を開始するための臨時の支援調整会議を開催してきました。

2層(定例)

新規ケースの支援計画の妥当性を諮ったり、継続ケースのモニタリングを実施するため、生活困窮者自立支援の担当行政の管理職や社会福祉協議会の管理職を加えて、月に1回、定例の支援調整会議を開催してきました。

3層(全体:地域課題の共有)

2層で抽出された地域課題について連携体制を構築するために、毎年テーマを設けて召集する機関を変えながら全体の支援調整会議を開催してきました。

	テーマ	主な参加機関
H27	横断的な連携	福祉事務所、市内の相談支援機関
H28	滞納者への支援	税金等の徴収部局の職員
H29	教育と福祉の連携	小中学校の教員
H30	総合相談体制	福祉事務所、市内の相談支援機関
	就労支援体制	ハローワーク、若者サポートステーション、シルバー人材センター
	社会資源担当者との相互理解	生活困窮レスキュー事業、無料低額診療事業、無料低額宿泊事業の担当者等

4. 支援会議設置までの経緯

支援調整会議でも各部署の連携はある程度まで進めることはできましたが、支援の必要性はあるのに同意がないため支援ができない方や、相談者本人の同意は取れていても家族の同意が取れずに世帯全体の状況がわからない方、困窮者世帯の子どもの情報に関して学校となかなか連携が取れないことも多くあり、はがゆい思いをすることがありました。特にひきこもりの相談を受ける際、小中学校の頃から不登校であった方が多く、もっと早くに支援を開始することができればと思うことがありました。

そこで、平成30年5月から2層の支援調整定例会議を月2回に増やし、1回目の会議の構成員を、障がい・高齢・子ども・産業部局など広く庁内から招集し、新規ケースについて多角的な意見をもらうことから初めました。2回目の会議は支援調整会議のモニタリング機能を残し生活困窮者自立支援の担当行政と社会福祉協議会で進めることにしました。

事例を通じて本事業の支援対象者の理解が進んでいた中、平成30年10月の法改正により、支援会議の設置が位置づけられました。それを受け、柏原市も支援会議の設置に向けて、1回目の会議の中でその設置に向けた意見交換を行いました。支援会議設置の準備段階で課題として抽出されたことは以下の3点でした。

1点目は「どのような情報を共有するのか」

2点目は「共有した情報をどのように活用するのか」
3点目は「既存の会議体と機能が重複しないのか」

これらの課題を整理し支援会議の機能を検討しました。また、3層の支援調整全体会議で、柏原市の地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制への取り組み、庁内連携の在り方について考えの統一化を図ったことにより、平成30年12月に支援会議を円滑に設置することができました。

5. 支援会議の機能

基本の構図は支援調整会議と同様とし、2層の定例会議の1回目を情報共有の場として、自立相談新規ケース、生活保護の廃止ケース（死亡、転出を除く）に加えて、他の福祉分野で解決が困難なケースをあげて検討する場として位置づけました。

その理由としては、月1回の開催頻度では流動的なケースに対応できないことが想定されるため、専門性を有した既存の会議体（要保護児童対策協議会、障害者自立支援協議会、地域ケア会議など）で解決する問題は、各会議体で対応し、そこで解決できない複合的な課題を抱えたものや情報を共有することが必要なものだけを支援会議にあげることにしたためです。

【新たに専門部会を設置】

支援会議だけでは時間が限られており、より詳しい情報交換を図ることが有効と思われる内容については、定例会議の下に新たに専門部会を設置し、より予防的な支援体制を整備することを目的としました。

①就労支援部会

「働きたい人を応援できる地域を目指して」をテーマに、地域就労支援センターを所管する産業振興課が中心となり、開拓した求人情報の共有化や就労困難者に対する支援について検討することとしました。

②こども若者支援部会

「こども・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実」をテーマに、社会福祉協議会に委託しているコミュニティーソーシャルワーカーが中心となり、要保護児童対策協議会で要保護ケースには該当しないが見守りが必要な児童への予防的

支援の検討や、不登校児童やひきこもりなど、地域とのつながりの中で支援ができる体制を検討することとしました。

③民間支援部会

「緊急的な支援を要する方や多様で複合的な課題を有する方への支援強化」をテーマに、自立相談が中心となり、公的支援だけでは支援が不十分な方への支援について、市内の社会福祉法人（生活困窮者レスキュー事業）と連携し、地域公益活動を通じた社会資源の創設に向けて進めることとしました。

た。具体的には、個人情報についての記録は、各課の課長を保管責任者とし、資料はナンバーリングによる管理にしました。また、万が一の紛失に備えて、基本情報とケース概要を分けて配布するなど細心の注意を払っています。

厚生労働省が示した支援会議のガイドラインの構成員として民生委員などの地域福祉活動団体も位置づけられていましたが、柏原市では参加いただくことは考えず、地域の声は、小地域ネットワークを担当するコミュニティソーシャルワーカーからあげてもらう形としました。

柏原市生活困窮者支援会議の機能

これまで生活困窮者に対する支援として関係者間での会議体（柏原市支援調整会議）を中心に運営してきたが、個人情報に関する規定が法定されておらず、各法における守秘義務が優先される形となっていた。その結果、自立相談支援機関で本人同意が得られたケースのみでの検討が進められ、同一世帯が抱える課題に対して包括的に把握し、予防的に支援することが困難な状況であった。今後、本市でも地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築を推進するために、改正された生活困窮者自立支援法第9条5項に基づき、柏原市支援調整会議から新たに柏原市支援会議として守秘義務を設けた形で設置し、関係者間の積極的な情報交換や連携を可能なものとする。

柏原市支援会議の仕組み

年1回程度の開催

【構成】 会議テーマに応じて招集する 【内容】 生活困窮に係る課題の共有化、新たな社会資源の開発など

毎月第2水曜日に開催

【構成】 柏原市（高齢介護課、障害福祉課、こども政策課、産業振興課、人権推進課、福祉総務課）社協（自立相談支援事業、CSW）
【内容】 自立相談支援事業の新規ケース検討
生活保護廃止が見込まれるケースの検討
各部会の運営や解決できないケースの共有や検討

毎月第4水曜日に開催

【構成】 柏原市福祉総務課、柏原市社協福祉推進課
【内容】 自立相談支援事業の支援計画に基づく支援の評価
その他自立支援事業の推進に必要な検討

就労支援部会（産業振興課）

【構成】 障害福祉課、こども政策課、ハローワーク、自立相談支援事業、基幹型相談支援センター、若者サポートステーション、シルバー人材センターなど
【内容】 ステップ就労選定、職場開拓の共有化等

こども若者支援部会（CSW）

【構成】 こども政策課、家庭児童相談室、SSW教育委員会、健康福祉課、社会教育課、保健所、就労準備支援事業など
【内容】 不登校児童・ひきこもりのケース把握
保育料・給食費の未払い者の把握など

生活困窮者民間支援部会（自立相談支援事業）

【構成】 大阪府社会福祉協議会、レスキュー事業実施施設、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、CSW など
【内容】 緊急を有したケースの共有化
困難事例の検討、課題抽出など

6. 支援会議の設置に向けた工夫

【ネットワークング】

柏原市では、全ての運営を生活困窮者自立支援の担当行政と自立相談だけが中心となって組み立てているのではなく、他分野の専門性を活用しながら、各構成員が主体性を持って運営する形を取りました。これにより、既存の会議体と支援会議との機能の重複を避けることができるとともに、既存の会議体だけでは解決できない問題について法的根拠を持った支援会議で安心して協議することにより、既存の会議体の活性化にもつなげていくことを目指しました。

【個人情報の取扱い】

支援会議には守秘義務が設けられているとはいえ、罰則規定もある会議のため、「柏原市生活困窮者支援会議での個人情報の管理」についても取りまとめまし

7. おわりに

地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制を進めるためには、今ある既存の会議体、それぞれの機能が分野ごとに進めている役割について再確認することが大切であると感じます。縦割りの福祉施策を進めることは、専門的な支援を発展することには繋がります。しかし、

制度の狭間の問題を解決したり、潜在化したニーズに対応することには限界があります。

それぞれの分野では達成すべきそれぞれの目的があり、他の分野が抱える地域課題を丸ごと包括し、対応することは現実的には難しい状況と言えます。

そのような中で、生活困窮者自立支援法の一部の改正により支援会議の設置が明記されました。この支援会議をどのように運営すれば包括的な相談支援体制を進めることができるのか、今も悩みが絶えません。しかしながら、支援会議が既存のネットワークの調節機能を担うことにより、生活困窮者自立支援制度の本来の機能を発揮させることができると考えています。



静岡県熱海市の「いま」 ～ひとりのために出来る支援をめざして～

熱海市 社会福祉課 生活保護室 主幹
熱海市社会福祉協議会

小竹 洋介
石橋 真由美

1. 熱海市の概要

熱海温泉は湯あたりがとても柔らかく、街中で源泉かけ流しの温泉を楽しむことができます。街を歩くと、坂道のところどころから湧き出す湯気が発見できます。豊かな自然に囲まれた熱海は、別荘地、観光地として発展してきました。

平成29年9月30日の人口は37,576人となっており、人口の減少傾向が続いております。しかしながら65歳以上の高齢者人口は年々増加しており高齢化率は45.8%となっています。60歳以上となりますと、50%を超えている状況です。

生活保護の保護状況についても世帯割合として高齢者が平成29年度時点で83%と他市と比べ高い比率となっています。

生活困窮者自立支援事業の平成29年度状況は、新規相談受付件数が173件となっており、うち50代から60代の相談が多くみられています。



(風光明媚な熱海市内の全景)

2. 実施体制と内容

自立相談支援事業と家計改善支援事業を熱海市社会福祉協議会に委託して、運営しています。

○自立相談支援事業

自立相談支援窓口は社会福祉協議会に置いており、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3名であっていますが、うち1名が出張所として、平成29年11月より市役所の社会福祉課生活保護室の職員と机を並べ、生活の困りごとで来られる方の対応に当たっています。

相談窓口が庁内に設置されていることで、各課からの案内によりつながってくるケースも多くあり、

各課との連携がスムーズに行われ、速やかに対応することができています。また本人の状態や相談内容

によっては、必要な課の方に声をかけ、面談の同席をすることもあります。

初回担当した職員が出口支援まで同行訪問や申請を行うため、切れ目のない支援ができています。また法改正により、自立相談支援事業等の利用推奨が努力義務となったことで、福祉事務所内だけでなく、国民健康保険、年金、税の担当者との連携がしやすくなり、相談申込・受付票を個人情報提供の同意書として、活用できるようになっています。

平成30年4月から12月では110件の相談を受けています。

困窮制度と社協事業の担当者を分けるのではなく、相談支援員等がそのままフェイスシートを活用し、生活福祉資金や小口資金等の貸し付け、日常生活自立支援事業や成年後見制度、有償ボラン

ティアの利用や、介護保険サービスの利用などの申請を支援しています。当市のような人口の少ない地域でないとできない方法と思われませんが、早期解決が図れる利点があります。しかし一方で、担当者一人で課題を抱え込んでしまう難点があります。

アウトリーチとしては、出張相談会を隣接地域（神奈川県湯河原町）と行うことにより、県境の方でも利用できるよう窓口を開いています。また、歳末見舞金の申請に来る世帯を生活困窮者世帯と考え、生活状況の確認などを行っているため、申請開始となった10月・11月に大幅に受付件数が増えています。

それほど件数は多くないですが、新聞社やガス会社等インフラ企業から、支払いができていないといった困窮世帯の情報提供があり、訪問することも増えてきています。

近隣地域の生活困窮者自立支援制度の担当者と連携することにより、広域での就職活動や、就労による転居後も切れ目のない支援ができるよう配慮しています。

セルフネグレクトなど支援の手を拒否している方に対しては、「生きる支援」に関する福祉事務所を中心とした庁内関係部署で厚生され、生きることの包括的な支援を推進している「命支える会議」などで市役所内の関係機関の協力を得て、話し合い改善を図れるようにしています。

○家計改善支援事業

平成28年度から委託により実施しています。

自立相談支援事業の支援員が家計改善支援員を兼務し、家計改善の必要な方に対して本人に同意を得たうえで支援しています。

特に税の滞納、それによる国民健康保険証の発行がされていない場合の担当部署との交渉などに支援員が同席しています。借金の返済が家計の負担になっている場合などは弁護士事務所への同行等を

行い、債務整理や自己破産、法テラスの利用方法など一緒に確認しています。また、家計改善支援をしていく中で、判断能力の低下により金銭管理に問題があると判断した場合は、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用へとつなげます。この申請についても同じ職員が行うため、本人から何度も聞き取りを行う必要がなく、本人への負担が軽減できていると思います。失業給付の申請や離職票の作成依頼なども企業やハローワークと連携し実施しています。また、各種手当がもらえるよう申請の付き添いをしたり、手帳取得の提案や、年金受給の付き添いを実施しています。

○就労準備支援事業

青少年就労支援ネットワーク静岡に委託しており、地元の企業等を回って、就労先の開拓等を実施しています。また、ハローワークでの求職相談同行、履歴書・面接の指導などは、自立相談支援事業と青少年就労支援ネットワークとが連携し、業務分担をしながら行っています。

また、ひきこもりの方や、障害認定は受けていませんが就労阻害要因を感じる方などについては、平成29年11月より熱海市社会福祉協議会が認定就労訓練事業者としての取り組みを開始し、熱海市社会福祉協議会内での内職作業から始め、外出習慣の形成を目指しています。慣れてくれば、軽作業を提供している企業や、被雇用者の受け入れ可能な協力企業のうち、利用者に適した企業や希望した職種で就労体験を行い、仕事の感覚を養います。就労体験からそのまま雇用に繋がった方もいました。

また、他法ですが、最近では母子就労支援員のような仕事も増えており、子育てと仕事が両立できるような仕事の提案も実施しています。

○家具等提供

市民の方から無償で引き取った家具・家電・布団や衣類等をホームレスの方や車中泊の方等に対して必要な家電の提供をしています。今まで調理をせ

ず、毎食弁当で過ごしていた方などに炊飯器やガス調理器を提供することで、月6万円の食費だったところが月4万まで下がるなど食費の削減なども図られています。



(熱海市自立相談支援窓口のみなさん)

3. 課題と今後の方向性

①市民・関係者への広報・周知の徹底

まず、自立相談支援窓口について、市民への周知不足がみられています。現在のところ、市役所の窓口で相談を行い、自立相談支援窓口につながるケースが9割を占めていると考えています。パンフレットの作成や愛称の見直しが必要と考えています。

また、先ほど述べたとおり、既に他部署に相談しているケースが多いため、そもそも相談する力がある対象者が多いです。ひきこもりや相談する力がない方へのアプローチをどうしていったらいいか、滞納情報や公共インフラ事業者から困窮者の発見を積極的に行うなど連携のさらなる強化が必要と考えます。

②効果的な家計管理方法の検討

家計改善支援のうち弁護士に依頼する債務整理や日常生活自立支援事業の利用、税金滞納分の納税相談については、比較的効果がみられていますが、困窮者自身が家計管理することについては、家計管理の改善があまりみられていません。効果的な家計管理の方法、日常生活自立支援事業だけではない金銭管理の方法など検討する必要があると考えます。

③低所得者の収入増加の働きかけ

歳末見舞金や熱海市小口貸付の対象者を事業対象者と考え、把握できていますが、支援の手が届いていません。今後、熱海市社会福祉協議会の事業である「こつこつ」(有償ボランティア)とつなげ、年金受給者等収入が少ない高齢者等も地域の担い手と考え、歳末たすけあい以上の収入が得られるようにしていく必要があると考えます。

④中間的就労の継続

今の軽作業のみの状況では、本人の状態が改善するまで、認定就労訓練事業が続けられていません。一度は訓練し、就労に向けて活動できても継続ができていないので、自立までたどりつけない方も多いです。認定就労訓練事業だけで、事業運営収支が成り立つよう、墓参り代行サービス、草刈サービスなど収益の伴う事業計画が必要と考えます。

⑤ひきこもり支援の充実・他機関との連携

困り感の少ないひきこもりの方などへの支援が充足しておらず、調査や出口支援が不十分です。県のひきこもり支援センターとも役割分担ができていないため、改善が図れているケースが少ないです。認定就労訓練事業が居場所の役割を持って、社会参加につながる場所となるよう検討する必要があると考えます。

4. おわりに

制度の狭間の方を作らない制度だと考えています。断らないことが大前提で何ができるか、どこと連携すれば改善するか、どんなシステムを作ったらいいかを考えてきました。そのため、他制度につなぐことも大切ですが、つないでも拾い切れなかった課題が当事業の対象者であり、いろんな事業所と一緒に支えることが大切であると考えています。他相談機関と協力して支援することも今はまだありますが、「ひとりのために出来る支援」を地域の方を含め考えていきたいと思えます。



岡山県倉敷市の「いま」 ～倉敷市における3事業一体の取り組み～

倉敷市保健福祉局社会福祉部福祉援護課

副主任 矢吹 健太

1. はじめに（概況）

本市は岡山県南部に位置し、北から市域中ほどを一級河川の高梁川が流れ、南は瀬戸内海に面し瀬戸大橋が本州と四国を結んでいます。川・海・山・島ありの豊かな自然と、倉敷と言えばまず連想される「倉敷美観地区」の白壁の町並みのほか、水島のコンビナート、児島の繊維製品や海の幸、玉島のお茶文化や昭和の面影が残る町並み、真備・船穂の農産物など、多様な地域資源を有しています。

面積は355.63km²で平成30年12月末時点での人口は482,541人、保護率は1.49%です。

昨年7月の豪雨では各地で浸水や土砂崩れが発生し、その被害は本市がこれまでに経験したことが無い規模となりました。特に甚大な浸水被害が生じた真備地区の様子は報道等でご覧になられた方も多いのではないのでしょうか。災害発生後には、全国から、義援金をはじめ、物資の寄附や職員の方の派遣など多大なご支援・ご協力をいただきました。この場をお借りして改めてお礼申し上げます。



（両センター支援員と市担当職員のみなさん）

2. 生活困窮者自立支援事業の実施体制

本市では、モデル事業として平成26年度より、生活困窮者の相談支援を行う「倉敷市生活自立相談支援センター」（以下「センター」とします。）を設置し、平成27年度当初から子どもの学習支援事業（中学生：通所型）及び一時生活支援事業を始めました。センターの新規相談件数は年々増加し、多様な支援ニーズに対応していくため、平成28年度から就労準備支援事業、平成29年度から家計相談支援事業を追加し、さらに今年度は子どもの学習支援事業を拡充（小学生：訪問型）し、取り組みを強化しています。

各事業は業務を委託し、3事業の支援員の体制は、自立相談支援事業が6名（センター分。一時生活支援事業と一体実施のホームレス自立相談支援事業に別途4名。）、家計改善支援事業が1名、就労準備支援事業が3名で実施しています。

市職員の体制は、私を含め4名がラインで担当しています。

なお、7月の豪雨を受け、課内に「被災者生活支援室」が設置され、通常業務を行いつつ、り災証明や災害見舞金、災害弔慰金、災害援護資金貸付、被災者生活再建支援金等の様々な業務を各自が兼務しながら、職員一丸となって被災者支援に取り組んでいるところです。

3. 3事業一体の取り組み

（1）自立相談支援事業と家計改善支援事業の一体的実施

センターで家計改善支援事業を一体的に実施し、両事業を主に障がい福祉分野で事業展開する「社会福祉法人めやす箱」に委託しています。一体的に実施することにより、事業のつながりや利用のほか、支援プランと家計再生プランの進捗状況等の情報共有が円滑に行えるほか、家計改善支援員の専門的なノウハウが自立相談支援事業の支援員にも波及し、スキルの底上げに繋がっています。月1回、センターと市で開催する「家計支援調整会議」では、利用の検討や支援状況のモニタリングを行っています。

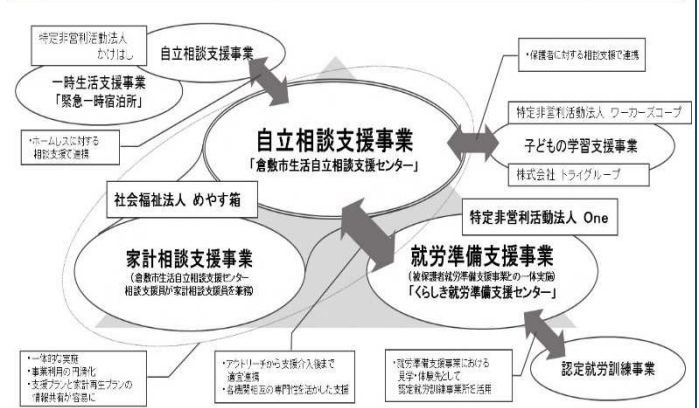
(2) センターと「くらしき就労準備支援センター」の連携

就労移行支援事業所を運営しつつ、独自にひきこもり支援も行う「特定非営利活動法人One」に就労準備支援事業（被保護者と一体）を委託し、「くらしき就労準備支援センター」を設置しています。幅広いネットワークと相談支援ノウハウを持つセンターと相互に補完する形で、アウトリーチの同行や支援アプローチの検討、支援介入後の役割分担等を行っています。こちらも月1回、センター・くらしき就労準備支援センター・市で「就労準備支援調整会議」を開催し、利用の検討や支援状況の情報共有を行っています。

就労準備支援事業対象者には、世帯の家計管理に問題がある場合や、本人の預貯金や両親の遺産が尽きるまでに就労に向けた準備を整える必要がある場合等、家計改善支援を組み合わせるべき事例が少なくないため、この会議が実質的な3事業一体の取り組みに向けた調整の場として機能しています。

この他にも、両センターで定期勉強会を開催する等、恒常的な連携体制を築いています。

倉敷市における生活困窮者自立支援事業の全体像



4. 実施のうえで大切にしていること

(1) 事業者と市が強みを生かす

3事業に限らず、受託者には各々が貴重な社会資源として、社会福祉法人やNPO法人のノウハウや強みを最大限に生かし、支援の専門家としての矜持を持ち、事業を担ってもらうことが重要と考えています。

一方、市は支援者（受託者）のバックアップとして、庁内の調整や事業全体の管理を担うとともに、出前講座や関係課と連携した周知活動のほか、認定就労訓練事業所の開拓等、支援者が支援しやすい制度運用と環境づくりに努めることが責務と考えています。

これまでのニュースレターにもあったように、各主体がそれぞれにしかできないことを考え、適切に役割を分担することが重要です。

なお、大規模災害時にも事業継続できたのは委託ならではの強みだと痛感しました。災害対応で市職員の業務量は膨れ上がります。もし直営で事業を実施していたら、大きな影響が出ていたことでしょう。

(2) 支援調整会議の活用

本市では、3で述べたものも含め次のように支援調整会議を細分化しています。

- ・プラン全件の確認評価を行う会議
- ・困難案件を対象とした会議
- ・就労支援案件を対象とした会議
- ・就労準備支援案件を対象とした会議

・家計支援案件を対象とした会議

会議の構成員は、センターと市を基本に、例えば就労支援案件ではハローワーク、若者サポートステーション、障がい者就業・生活支援センター、くらしき就労準備支援センターが参画しています。

また、困難案件では保健所、障がい福祉、高齢福祉、生活保護及び子育て支援担当課のほか、教育委員会、子ども相談センター、消費生活センター、男女共同参画推進センター、基幹相談支援センター、子どもの学習支援事業者、医療機関が参画する等、会議ごとに構成員を変え、多角的な視点できめ細かに対応しているのが特徴です。

目標の共有と支援方針の確認、関係者の適切な役割分担のためのツールとして支援調整会議を活用しています。

(3) 社会資源の共有

社会資源の「開発」とよく聞きますが、実際は、社会資源が「無い」というより支援員が「知らない」「ネットワークがない」あるいは「どのような場面で活用できるか支援イメージができない」ことが少なくないのではないのでしょうか。

本市では、認定就労訓練事業所数は増加したものの利用が伸びなかったため、認定後に市職員と支援員で事業所を見学し、支援員が雰囲気や訓練内容を実際に体感しつつ、事業所とのつながりをその場で作れるよう工夫したところ、少しずつですが着実に利用件数が上がるようになりました。

このように、社会資源を単に「知っている」だけでなく、「活用できる」状態にして共有することを常に意識しています。



(両センターの支援員勉強会の様子)

5. おわりに

以上、生活困窮者自立支援について紹介しましたが、被災者支援関連では、被災者見守り支援事業の一環として「被災者生活相談支援員」を設置し、被災者の中から生活困窮リスクのある方を早期に発見し、支援につないでいく取り組みも始まっており、生活困窮者自立支援は災害時においても重要な施策であることを実感しています。

引き続き、全国の皆様の取り組みも参考にしながら、新規相談件数の増加と支援の充実を図っていきたいと考えています。

冒頭で地域資源について触れましたが、倉敷市の日本遺産として、「繊維産業発展」、「北前船寄港地」及び「古代吉備の遺産」をテーマとした3つのストーリーが認定されています。「日本遺産のまち倉敷市」としても国内外へまちの魅力を発信する倉敷へ、是非一度足をお運びいただければ幸いです。皆様のお越しを心からお待ちしております。



本号で紹介した資料等について

資料等の名称	主な内容等
自治体短信掲載自治体（自立相談支援機関）等の紹介 <small>New!</small>	
静岡県熱海市	http://www.city.atami.lg.jp/
大阪府柏原市	http://www.city.kashiwara.osaka.jp/
岡山県倉敷市	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果 （平成30年10月、11月、12月分をホームページに掲載） <small>New!</small>	
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省ホームページ（政策について > 分野別政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 生活困窮者自立支援制度 > 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について）に毎月の調査結果を掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html
生活困窮者自立支援制度ニュースレター（過去の発行分をホームページに掲載しています!）	
生活困窮者自立支援制度ニュースレター	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省ホームページ（政策について > 分野別政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ > 生活困窮者自立支援制度ニュースレター） http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html

自治体の皆さんにご協力いただきました事例集を、厚生労働省のホームページに順次アップします。都道府県名での検索はもちろん、人口規模や事業名での検索も可能な検索ツールを準備する予定ですので、全国でどのような支援が実践されているかの参考としてください。

（編集後記） 今号では、支援会議の取り組みとして大阪府柏原市、3事業一体的実施の取組として静岡県熱海市と岡山県倉敷市のいまを掲載しました。支援会議については、あくまでも「組織することができる」という規定になっていますが、支援につながっていない生活困窮者等を早期に発見するための仕組みですので、ぜひ多くの自治体で実施を検討いただきたいと思います。新しい年度が始まりますが、生活困窮者に対する支援がますます発展していけるよう、自治体や関係団体の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。（ひ）